



# 鶴岡市羽黒中学校 「いじめ防止基本方針」 ダイジェスト版

今年度は、みんなの力で「いじめ0」を目指します！

関係法規

国の制定

「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」

県の策定

山形県いじめ防止基本方針

市の策定

鶴岡市いじめ防止基本方針

## 対策1 いじめとは…

「いじめ」をはつきりさせ、共通理解する。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされるなど。

## 対策3 多くの力で取り組みます。

もっと多くの協力で「いじめ」に対応します。

### (1)「羽黒中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

- ①校内における実効的組織  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談員  
外部関係者（PTA代表等）
- ②構成員全体の会議  
①に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より派遣を受け、幅広く第三者機関等から委員を加えた組織
- (2)警察・児童相談所・医療機関・法務局等との連携
- (3)学校相互間・スクール内小学校等との連携

学校目標  
自立をめざし、たくましく心豊かに生きる生徒の育成  
～あたたかく一生懸命～

## 羽黒中学校の「いじめ」に対する基本姿勢 “5箇条”

- 1, 羽黒中学校は、「いじめ」を許しません。
- 2, 羽黒中学校は、「いじめ」を未然に防ぎます。
- 3, 羽黒中学校は、「いじめ」の早期発見と問題解消に尽くします。
- 4, 羽黒中学校は、「いじめられている生徒」を守ります。
- 5, 羽黒中学校は、「いじめ」のない学校をつくります。

## 対策4 いじめに強い力を育てます。 いじめる人がいなければ「いじめ」は無いが…

### (1)未然防止の取り組み

#### ①生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進(生徒理解のための努力・工夫する。)

- ア 生徒の気持ちの変化を捉える。…日常の会話や観察・定期的なアンケート調査・教育相談・生活記録等や羽黒タイムの利用
- イ 生徒一人一人の状態や学級・学校全体の様子の把握。…Q&Aテスト（5・11月実施）
- ウ 生徒の学校外における生徒の状況把握等に努める。…保護者や地域にいじめに関する情報を発信する。（生徒指導だより発行）
- エ ネット上のいじめの抑止力の向上。…ネット講話等の実施（教育委員会や関係機関・専門機関と連携する。）
- オ 学校・学年などの組織対応。…担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと対応する。
- カ 「危機管理能力」を高める資質・能力の向上…研修の実施

#### ②学校の教育活動全体を通した道徳教育の推進

- ア 心の通う人間関係の構築…生徒の豊かな情操・道徳心を培う。
- イ 学校教育全体を通した道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善の推進。

#### ③学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

#### ④生徒会の主体的な活動の推進

- ア 生徒会活動において、生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる。…身近な課題解決の取り組みや校内生活のきまりや心得の大切さの共有
- イ 田川リーダー研の「いじめ・嫌がらせ」撲滅宣言の反映

2014衛生委員会「端末利用・ゲームは午後9時以降行わない～相手を思いやり、マナーを守って利用する～(2017副題追加)

## 対策2 みんなで取り組みます。 みんなの“目”で、“力”で「いじめ」に対応します。

### (1)学校の役割

- ①「いじめ」はいけない事として表明して生活する。
- ②生徒に定期的な教育相談（5月・11月）・いじめアンケート（6月・11月）で状況を把握する。
- ③生徒のいじめを防止する取り組みが実践できるよう指導・支援する。

### (2)保護者の役割

- ①いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもに理解させる。
- ②いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。
- ③いじめまたは、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談又は通報する。

### (3)生徒の役割

- ①自己の夢を達成するため、精一杯取り組むと共に、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人々に積極的に相談することに努める。

### (4)学区住民

- ①地域社会総がかりで生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ②いじめを発見した場合等には、学校や関係機関に速やかに通報するよう努める。

